令和4年9月30日

蒲郡市観光バスツアー助成事業費補助金の概要

１　申請要件

|  |
| --- |
| 1. 申請事業者   下記①②の条件をいずれも満たす者。なお、同一事業者であっても支店ごとに申請が可能とする。   * 1. 旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条の登録を受けていること。又は道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条の許可を受けていること。   2. 暴力団及びその構成員に関係していないこと。  1. 対象となるバスツアー    1. 補助事業者が所有するバス、または借り上げた大型・中型・マイクロバスによる観光目的のツアーであること。    2. １回あたり、１５名以上（運転手、添乗員は除く）が参加するバスツアーであること。    3. 令和５年２月２８日（火）までに完了するバスツアーであること。    4. 新型コロナウイルス感染症防止対策が実施できていること。    5. 蒲郡市外の発着で市内指定施設に宿泊又は立ち寄るバスツアーであること。    6. 日帰りツアーの場合は、⑤の条件に加え、次のアからウのいずれかの条件を満たすこと。       1. 観光施設等１ヶ所訪問の場合   ・一人１，０００円以上の市内飲食・弁当又は観光サービスの利用１件   * + 1. 観光施設等２ヶ所訪問の場合   ・一人１，５００円以上の市内飲食・弁当及び観光体験サービスの利用２件 ・一人２，０００円以上の市内飲食・弁当又は観光サービスの利用１件及び 　ショッピング施設の利用（３０分以上の立ち寄り）   * 1. 宿泊ツアーの場合は、⑤の条件に加え、市内の宿泊施設に宿泊すること。   2. 立寄り及び宿泊施設の件数は、別施設での利用を１件として扱います。 |

２　補助金の額

|  |
| --- |
| 1. 日帰りツアー（他市で宿泊する場合は、日帰り扱い）   バス１台につき、観光施設等１ヶ所訪問の場合　　　　１０，０００円  　　　　　　　　観光施設等２ヶ所以上訪問の場合　　４０，０００円   1. 宿泊ツアー   バス１台につき、　　　　　　　　　　　　　　　　　６０，０００円 |

３　ツアー催行期間

|  |
| --- |
| 令和４年１１月１日（火）から令和５年２月２８日（火）まで  ※補助申請受付　令和４年９月２９日（木）から  　ただし、予算上限に達し次第終了となります。 |

４　上限設定

|  |
| --- |
| 補助金は１事業者につき、１１月・１２月期において、１００万円までとする。 |

５　申請から助成金の支払いまでの流れ

|  |
| --- |
| ●９月２９日（木）申請受付開始  　・申請必要書類：申請書（様式１・２）及び必要添付書類提出  ・申請後５日以内に交付決定書又は交付不可通知を行う。  ●１１月１日（土）ツアー催行開始  　・ツアー実施日から１４日以内に実績報告書（様式６）を提出、確認後請求書に  基づき補助金支払い  ・申請内容に変更がある場合は、申請書（様式５）及び必要に応じて申請書  （様式２）の再提出  ●１２月頃　補助実績を確認後、１月・２月期の上限設定を定め、改めて設定  ●３月末　　バスツアー補助金の清算終了 |

６　その他

|  |
| --- |
| 対象要件等については、新型コロナウイルス感染症予防措置や申請状況により、変更となる場合があります。  本補助金の交付に関する会計帳票は、５年間保管願います。 |

７　申し込み、問い合わせ

|  |
| --- |
| 蒲郡市観光協会　蒲郡市元町１－３（ナビテラス内）  ＴＥＬ：０５３３－６８－２５２６　ＦＡＸ：０５３３－６８－３８７１  メール：kankou@sk.aitai.ne.jp |